

2008年度国の政策に対する中小企業家の重点要望・提言（2007年5月）

中小企業家同友会全国協議会

1. 持続可能な社会・経済システムへの根本的転換をめざす中小企業憲章の制定を

- (1) 地球環境に配慮しつつ、人間らしく豊かに暮らせる持続可能な安全・安心の社会・経済システムへの根本的転換をめざし、中小企業が国民とともに繁栄できる日本経済を実現すること。
 - (a) 政府は、中小企業を国民経済の豊かで健全な発展を質的に担っていく中核的存在として位置づけ、中小企業重視へ国家戦略を抜本的に転換する「中小企業憲章」を制定すること。また、政府は、中小企業省を設置し、中小企業担当大臣を置くこと。
 - (b) 中小企業家が政策決定・実行の各プロセスに直接参加できる政策立案と政策評価の手法を導入すること。また、国や自治体のすべての政策や法律・規制が中小企業への影響を事前に考慮して立案され、実施されるという姿勢を確立すること。当面、中小企業の企業活動に関わるすべての法規制情報を包括的に提供し、実務的な対応の仕方を教示する仕組みを構築すること。
- (2) 人口減少をくい止める根本的政策転換が重要である。日本の4倍の児童手当や家族給付を支給しているフランスは、合計特殊出生率を2.01まで回復させた。子供を育てながら仕事を継続できる社会の実現や教育費負担を大幅に減ずる措置をとるなど少子化を食い止める環境の整備に努めること。

2. 低迷する地域経済の抜本的な再構築を進めること

- (1) 少子高齢化の進展及び人口減少社会の到来、地域間格差の拡大に対応して国は地域経済の抜本的な再構築を宣言し、地域の中小企業と住民の協力を得ながら地域産業政策の総合的系統的な実施による相乗効果を図ること。そのために自治体に対し、i) 地域産業振興又は中小企業振興基本条例を制定・改定し、中小企業を中心とした地域振興の基本理念の確立と支援体制・予算措置の強化をはかること、ii) まちづくり条例の制定等による日本版コンパクトシティを推進すること。
- (2) 大型プロジェクト中心の公共事業や「箱モノ行政」など従来型の公共事業から、生活基盤整備・社会福祉・環境保全・防災重視の「地域密着型公共事業」へ抜本的に転換させること。特に、災害時の避難場所となっている学校施設などの耐震補強工事を緊急に全国一斉に実施すること。その際、財政難で耐震補強に十分に取り組めない地方自治体に限り、耐震補強工事に目的を限定した地方債を発行し、学区内などの住民が小口で地方債を購入できる仕組みをつくること。
- (3) 指定管理者制度では、大企業が事業を独占するのではなく、地元のニーズや事情に精通する地元中小企業やNPOの参入が十分配慮されるよう地方公共団体への啓蒙・支援を進めること。また、指定管理者制度の運用に当たっては地域住民、中小企業の代表も参加して、公平、公正な選定基準を作成したり、情報公開を進めること。

3. 公共事業のダンピング入札をなくし、中小企業発注の拡充と公正な市場のルールを確立を

- (1) 公共工事での一般競争入札や電子競争入札の導入により、行き過ぎた低価格競争やダンピング受注が増大しているので次の措置をとること。
 - ① 公共工事の行き過ぎたコスト削減を改め、国等の契約方針の適正価格発注の遵守を徹底すること。予定価格から大幅にダンピングした最低制限価格を割る業者の工事については、失格とすること。
 - ② 最低制限価格を堅持し、予定価格の90%程度に引き上げるよう努力すること。公共工事の品質を確保し、雇用の確保と技術の向上、中小建設業の倒産を防ぐための適正価格発注に努め、公共工事設計労務単価は実勢価格に即して引き上げること。
 - ③ 公共工事品質確保法により、価格と品質を総合評価して入札者を決定することになったが、業者選定に当たっては公正な評価システムを実行し、中小企業を排除して大企業優先

にならないよう運用すること。

- (2) 公共発注機関の中小企業への発注率を大幅に高めること。分離分割発注を拡大するとともに、随意契約を活用すること。地方公共団体の工事は地域企業への発注を原則とし、同規模企業間で競争する「ランク制」を遵守すること。一般競争入札を地方や中小企業分野に拡大することを抑制すること。中小建設業の公共入札を窓口で制限、排除する可能性のある日本型入札ポンド制度の導入は中小企業分野では適用しないこと。
- (3) 公共事業の入札に関してはプライバシーマークやISMSをその条件とせず、判定の優位性として取り扱うようにすること。

4. 不況を招く増税計画を中止し、所得再配分機能と消費購買力を高める公平な税制の構築を

- (1) 法人税は応能負担原則に適う公平なものとするため、法人税も累進税率とすべきである。地域の活性化、雇用促進のために中小法人の税率引き下げを行うこと。当面、資本金1億円未満の中小法人の所得1,500万円まで15%の法人税率とすること。また、交際費課税を全額損金算入とすること。
- (2) 特殊支配同族会社オーナー役員給与所得控除額の損金不算入措置を廃止すること。今回、基準所得金額の適用対象金額が800万円以上から1,600万円以上へと引き上げられ、一定の評価はできるが制度は残された。この制度は、起業を進めようとする施策の阻害要因になり、中小法人の法人格を税法上否定するものである。また、役員報酬、役員賞与の損金算入は、実態に合わせて柔軟に適用すること。定期同額給与と事前確定届出給与の制度は、企業の自主性を阻害する税法の干渉である。
- (3) 給与所得控除の縮減や配偶者控除・扶養控除等の廃止、消費税の税率引き上げに反対する。これら増税は、中小企業従業員をはじめ国民の可処分所得を減少させ、国内消費を冷やして景気を大きく後退させる。また、外形標準課税の対象企業を資本金1億円以下に拡大することは絶対あってはならない。
- (4) 中小企業の事業承継については、(a)相続税の基礎控除額を1億円程度に引き上げること、(b)事業用資産については、事業を継承するという条件の下で事業承継猶予制度を設けて10年以上事業を継承した場合一定額を免除すること、(c)自社株に対する相続税を軽減する制度が創設されたが、今後自社株式評価には企業の利益水準をベースにした収益還元方式による評価方法を導入すること。

5. 円滑な資金供給と中小企業・地域に優しい金融システムの構築を

- (1) 円滑な資金需給や利用者利便などの視点から金融機関の活動を評価・公開する金融アセスメント制度、「地域と中小企業の金融環境を活性化させる法律案」（仮称）を法制化すること。
 - (2) 政府系中小企業金融機関の統合により、2008年から発足する(株)日本政策金融公庫では、特定の政策目的のための融資だけでなく、一般融資も存続するなど中小企業への公的機能の充実、サービス水準の維持に努めること。
 - (3) 信用補完制度は、本来の信用保証理念に基づき中小企業ニーズに対応した施策の強化を進めること。また、問題なくきちんと返済してきた借り手中小企業の返済履歴（クレジット・ヒストリー）を尊重し、何らかのメリットを付与すること。例えば、保証協会付融資での保証審査の評価項目としたり、保証料率を引き下げるなど優遇措置を取ること。
 - (4) 特定融資枠契約法を改正し、コミットメントラインの中小企業への適用を可能にすること。
 - (5) 事業承継者（相続人）が経営権確保のため他相続人等から株式を購入する資金を供給する制度を創設すること。また、親族以外への事業承継を円滑にする観点からMBO（企業買収）やEBO（従業員による買収）等の手法を活用した事業承継・M&A資金の融資・保証制度を創設すること。
- 以上